

公 示 送 達 書

下記に記載しました者の書類は送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、公示送達をするために公告します。なお、書類は鴻巣市収税対策課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

令和8年8月20日

埼玉県鴻巣市長

並木 正年



記

送達する書類：督促状 （令和 8 年度 軽自動車税）

	氏 名	期別	通知書番号
1	増田 紗人帆	1期	19143
2	川嶋 一弥	1期	22458
3	川嶋 一弥	1期	22459
4	加藤 一郎	1期	26937
5	GANKHUYAG GAN ERDENE	1期	27063
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

掲示期間 令和8年8月27日まで

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。